

平成 17 年 2 月 3 日

各 位

株式会社北海道銀行

債権流動化業務の取扱開始について

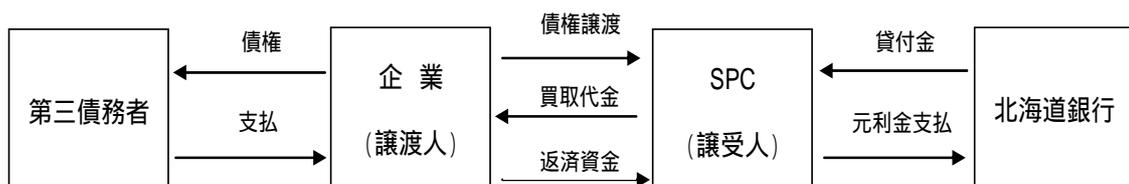
北海道銀行（頭取 堰八義博）では、お取引先への新たな資金調達手段の提供と財務の効率化を目的とした債権流動化業務の取扱を開始しますので、下記の通りご案内申し上げます。

記

1. 債権流動化業務の概要

- （ 1 ）債権買取のための特別目的会社（以下「 S P C 」といいます）を利用して、お取引先より優良企業向けの債権を買取るしくみです。弊行はこの S P C に貸出を行うことで、間接的にお取引先の資金需要に応えることができます。
- （ 2 ）対象となる債権は「診療報酬債権」、「売掛債権」及び「手形債権」であり、銘柄ごとに弊行が個別の買取の可否を判断します。
- （ 3 ）自行独自のスキームによる債権流動化業務の取扱は、道内の金融機関としては初めてとなります。
- （ 4 ）利用する S P C は、北陸銀行が設立済の S P C を共同利用するものです。

<スキーム図>



2. 債権流動化のメリット

(1) お取引先にとっては、以下のメリットを享受することができます。

資金調達手段の多様化を図ることができます。

お手持ちの債権の早期現金化を図ることができます。

基本的に保有する債権のリスクを移転できます。

優良資産の信用力を利用して低利調達が可能となる場合があります。

オフバランス化により自己資本比率・ROAなどの資本効率の向上が図れます。

(2) 弊行にとっても以下のメリットがあります。

新たな仕組みによる資金調達手段のご提供となり、お取引のない企業からの資金需要の発掘の強力なツールとなります。

多様化するお取引先の資金調達ニーズに応えることで、より一層の関係強化を図ることができます。

3. 債権流動化について

債権流動化は、銀行借入などによる間接金融や増資などによる直接金融に次ぐ第三の資金調達手段として期待されており、企業の財務効率化のニーズを受けて、ますます拡大することが予想されます。

本件は、道内のお取引先に対する新たな資金調達手段の提供であり、リレーションシップバンキングの機能強化の一環となるものであります。

弊行は、今後とも地域金融機関として道内のお取引先の多様なニーズに対応できる金融サービスの提供に努め、多様化・高度化する企業ニーズにスピーディーに対応してまいります。併せて、「ほくほくフィナンシャルグループ」としての広域ネットワークを活かしたサービス、総合力を発揮したスキームをご提供させていただきます。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

北海道銀行

法人営業グループ

小川・酒井

TEL 011-233-1069